

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人アイテック国際特許事務所 様 あて名 〒141-0031 日本国東京都品川区西五反田 2-19-3 五反田 第一生命ビルディング		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 10.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 FTAWA303W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/021130	国際出願日 (日.月.年) 01.06.2018	優先日 (日.月.年) 02.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F16G5/16(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) アイシン・エイ・ダブリュ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 29.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 塚本 英隆 電話番号 03-3581-1101 内線 3328	
		3J	3331

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：日本国実用新案登録出願60-46339号(日本国実用新案登録出願公開61-162637号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(加藤発条株式会社)1986.10.08, 明細書第6ページ第19-20行、第3図(ファミリーなし)
- 文献2：WO 2005/019684 A1(福寿工業株式会社)2005.03.03, 図8-9 & US 2007/0072721 A1, Fig. 8-9 & EP 1662174 A1

請求項1-4、7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、進歩性を有しない。文献1の明細書第6ページ第19-20行、第3図には、無段変速機のプライマリプーリおよびセカンダリプーリに巻き掛けられる伝動ベルトのリングと接触するサドル面(12a)を有する胴部と、サドル面の幅方向における両側に位置するように胴部から延出された一対のピラー部(11)とを含む伝動ベルト用エレメントにおいて、サドル面は、ゆるやかな曲線体に形成された凸曲面である伝動ベルト用エレメントが記載されている。

そして、ゆるやかな曲線体を構成する具体的な手段として、楕円弧を用いることは当業者にとって自明のことである。また、ゆるやかな曲線体と楕円弧による曲線とは、楕円弧が十分に大きければ曲線としての差はない。

したがって、文献1記載の発明において、楕円弧を用いることは、当業者が容易になし得た事項である。

また、楕円弧の形状を数値限定により規定することは、楕円弧が十分に大きい形状を前提としている以上、当業者が適宜設定した事項にすぎない。

応力による限定も同様に、当業者が適宜設定した事項にすぎない。

さらに、形状が同じであれば、効果も同じであり、請求項1-4、7に係る発明の有する効果は、格別のものであるとは認められない。

(補充欄へ続く。)

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
WO 2017/138217 A1 [E, A]	17. 08. 2017	24. 11. 2016	12. 02. 2016

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)
-----------------	------------------------------	--

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により、進歩性を有しない。文献 2 の図 8 - 9 には、正面に形成され、隣り合うエレメント同士を接触させて両者の回動の支点となる接触線を含む曲面であるロックングエッジ部を含み、ロックングエッジ部の伝動ベルトの外周側の端部は、サドル面よりも伝動ベルトの径方向における外側に位置し、ロックングエッジ部の伝動ベルトの内周側の端部は、サドル面よりも径方向における内側に位置する伝動ベルト用エレメントが記載されている。文献 1 記載の発明において、文献 2 記載の発明を適用することは当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により、進歩性を有しない。サドル面を左右同形状に形成することは、当業者であれば当然のことであり、請求項 6 に係る発明の如く配置することは、当業者が容易になし得たことである。